

大山奈々子議員の代表質問と答弁

2019年12月2日（月）

* 一問一答形式に編集

（文責：日本共産党神奈川県議団）

<質問主旨>

【1】災害から県民を守ることにについて

- (1) 平瀬川の浸水対策および都市河川重点整備計画の見直しについて
- (2) 河川整備の促進について
- (3) 建築物の浸水対策について
- (4) 災害対応力の強化について

【2】県政の重要課題について

- (1) 被疑者の安全確保について
- (2) 訪問介護・訪問看護等の介護現場における利用者等からのハラスメント対策について
- (3) 公立学校教員に変形労働時間制を導入しないことについて
- (4) 知事の歴史認識と表現の自由について
 - ア) 知事の歴史認識について
 - イ) 表現の自由について



[登壇して質問する大山議員／12月2日日本会議]

【1】災害から県民を守ることにについて

(1) 平瀬川の浸水対策および都市河川重点整備計画の見直しについて

大山議員：日本共産党の大山奈々子です。共産党県議団を代表して、代表質問を行います。初めは災害から県民を守ることにについてです。

まず、平瀬川の浸水対策および都市河川重点整備計画の見直しについてです。

今年の台風第19号による河川の被害は、箱根で24時間に900ミリを超える雨量が計測されたことをはじめ、各地で豪雨が集中した結果、県管理河川では川崎市、相模原市など計8か所で川があふれる越水が発生し、下水の逆流も合わせて住宅や工場などが浸水しました。

11月21日現在で床上浸水729棟、床下浸水520棟に上り、境川等150カ所では、護岸破損等が発生しています。県民が亡くなる事案まで発生しました。

私たち日本共産党県議団は、各地の被災地を視察しました。



相模原市緑区の串川。道路まで崩落し、一家4人が乗った車が流され父子2人が死亡



平瀬川調査
浸水したマンションで
1人が亡くなる。

自宅に流入した土砂に呆然自失の高齢者の姿、工場地帯の被害では機械類の復旧のめどが立たず悲嘆に暮れる姿、内水氾濫があった川崎市市民ミュージアムでは収蔵品が水没し言葉を失う職員・市民、福祉施設の利用者の受け入れ先を求めて奔走する職員の姿等々を目の当たりにし、直接の浸水の被害に加え、浸水が招く影響の厳しさに言葉を失いました。

局所的、突発的なゲリラ豪雨が頻発している気象状況のもと、治水対策の見直しが求められます。方策としては、川の底を削る、川幅を広げる、堤防を築く、さらには遊水池等、洪水調節施設等を整備するなど、専門家の知見を得て検討していく必要があります。

また、川崎市では多摩川が決壊していないにもかかわらず、多摩川に流入する平瀬川が逆流し、高津区において広い範囲で浸水による甚大な被害がありました。県は川崎市と連携し、早急に検証と原因の究明を行い、抜本的な対策を立てる必要があります。

本県は2010年に都市河川重点整備計画を策定し、概ね30年間をめどに計18河川を対象に、概ね時間雨量50ミリまたは60ミリ対応を目指して河川整備を進めているとのことです。

しかし、今回の台風第19号で越水のあった7河川のうち、都市河川重点整備計画の対象となっているものは引地川と境川の2河川に過ぎません。

さらに、今回の台風第19号でも、最大時間降雨量が70ミリ超え、80ミリ超えの地点が多数観測されています。

頻発する大規模災害を受けて、整備目標降雨や整備対象河川について今一度計画を見直し、充実させることが必要になるのではないのでしょうか。

そこで知事に伺います。県民の安全確保のために平瀬川の管理権を持つ県は、今回の台風第19号による平瀬川による浸水原因を究明し、川崎市とともに抜本的な対策を講じることが必要と考えますが、見解を伺います。

また、整備対象河川を増やし整備目標降雨を引き上げるなど、都市河川重点整備計画を見直すべきと考えますが、併せて見解を伺います。



黒岩知事：大山議員のご質問に順次お答えしてまいります。災害から県民を守ることに ついて、何点かお尋ねがありました。まず、平瀬川の浸水対策及び都市河川重点整備計画の 見直しについてです。

まず、平瀬川の浸水対策についてですが、平瀬川は昭和初期から普通河川として川崎市 が管理し、一級河川の指定を受けた昭和45年度から河川法の規定に基づく県と市の協議 により市が工事と維持を行っています。

今回の台風による平瀬川の浸水被害については、川崎市が浸水の原因や範囲などについ て現在詳細に調査を進めていると承知しています。

県は平瀬川の管理権限を持つ立場ですので、川崎市から今後の対策について具体的な相 談があれば、技術的な助言などを行ってまいります。

次に都市河川重点整備計画の見直しについてですが、県はこの計画に基づき、整備効果 の高い箇所から重点的に護岸や遊水池の整備を進めてまいります。県内の治水安全度の向上 を図るため、まずは計画に掲げた箇所の整備を確実に進めていくことが重要であり、引き 続き都市河川重点整備計画による河川整備をしっかりと進めてまいります。

(2) 河川整備の促進について

大山議員：次に、河川整備の促進について伺います。

本県は20年から30年を計画期間とした河川整備計画を策定していると聞いています。 私たちはこれまでも委員会や本会議を通じて、計画の進捗の遅れを指摘してまいりました。

例えば2017年第2回定例会においても、境川水系河川整備計画では神奈川県担当エ リアの整備について、境川の改修を30年で完了するとしています。実際の予算規模で は100年かかるのではないかと、ペースアップのために人員体制や予算を増やすべきと求 めておりました。残り計画期間21年間で完遂するためには、単純に平均して年間約53 億円が必要です。単純平均して約15億円というこれまでの予算のペースでは、到底目標 達成に至りません。県民を守るにはまったく不十分です。

また、国と県が協調して治水事業に当たるわけですが、国からの河川改修事業費は減り 続け、2018年度の事業費は決算額で10年前の半分以下、50億円以下に落ち込んで います。

そこで知事に伺います。河川整備のための人と予算を拡充することと併せて、国に河川 改修事業費の増額を強く要請することが必要だと考えますが、見解を伺います。

黒岩知事：次に、河川整備の促進についてです。

河川の整備には多大な事業費と長い時間が必要であり、また、それを実行するため職員 を適正に配置する必要があります。河川整備のための人員体制については、用地の取得や 工事の実施に必要な職員を適正に配置しており、今後も事業の内容や規模を踏まえ対応し てまいります。

また、予算については本県の厳しい財政状況の中、河川整備を推進するため国の予算を より一層活用する必要があります。このため、引き続きさまざまな機会を捉え、本県の河 川整備の重要性を強く国に訴え、十分な予算の確保に努め河川の計画的な整備に取り組ん でまいります。

(3) 建築物の浸水対策について

大山議員：次に、建築物の浸水対策に係る条例制定についてです。

東洋大学理工学部建築学科の野澤千絵教授は、「台風19号がもたらした教訓」と題するインタビューに答えて、「災害に弱い土地の利用規制を考えよ」と提言されています。その中で、好事例として滋賀県草津市の条例が挙げられていました。草津市にお話を伺ったところ、草津市では洪水・内水ハザードマップを制定した2006年、同時に「草津市建築物の浸水対策に関する条例」を制定されました。

市役所や小中学校など特定建築物に関して、電気設備関係は想定水位を考慮して設置することや、地下室がある場合、可能な限り浸水が生じない構造とすること等、建築主の義務が盛り込んであるものです。

また、一般建築物のなかでも地階を有する建築物や非常用エレベーターを設置する建築物に対して、建築確認の際などに条例を説明し、助言指導を行っておられます。

その結果、努力義務にもかかわらず、2件のタワーマンションや数件のオフィスビルが浸水対策を取られたということです。

本県では今年の台風第19号で武蔵小杉のタワーマンションの機械室が浸水して、電気や水道などが長期にわたって機能停止になった例が大きく報道されましたが、他のマンションでも同じような被害を見ました。本県でも草津市のような浸水対策の条例が求められます。

そこで知事に伺います。新たな被害を防ぐために、浸水想定がされる地域での今後の建築物に関しては、電気設備関係は想定水位を考慮して設置すること等、浸水対策を講じる内容の条例を制定することが必要と考えますが、見解を伺います。

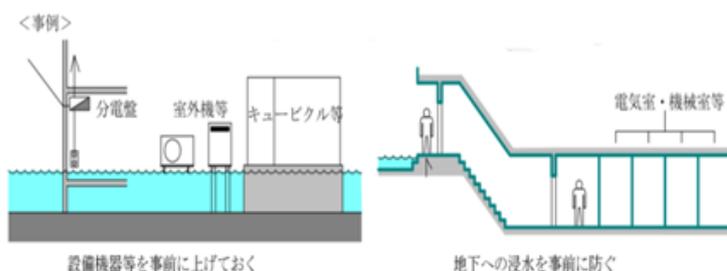
黒岩知事：次に、建築物の浸水対策にかかる条例制定についてです。

建築基準法では、災害発生時における人命保護の観点から、建築物の構造安全性など最低限の基準を定めることにより強制力のある規制を行っています。しかし、災害発生後の浸水時の電源確保は人命保護を目的としたものではないため、国土交通省によれば建築基準法に義務付けることは困難であるとしています。

そのため、法に基づく条例でも、災害発生後の機能継続を目的とする浸水時の電源確保の義務付けは、法の趣旨に照らして制度上困難です。

一方で、草津市のような任意の条例を制定した場合、建築確認制度と連動せず、最終的に建築主の判断にゆだねられることとなります。

そうした中、武蔵小杉の事例を受け、国では建築物における電気設備の浸水対策のあり方について検討会を設置し、今年度中にもガイドラインとして取りまとめていくと聞いています。



「草津市建築物の浸水対策に関する条例」
(滋賀県草津市HPより)

県は、このガイドラインを国が作成した際には、まず建築主である県民の皆様や市町村に浸水対策の重要性を周知していきます。さらに、建築の専門家である設計団体、建設団体および民間指定確認検査機関などにも広く情報提供をしていくことにより、意識啓発を図ってまいります。

県としては、任意の条例の制定ではなく、このような取り組みにより建築主等への意識啓発をしっかりと図ってまいります。

【再質問】

大山議員：ご答弁をいただきました。一点、再質問をしたいと思います。建築物の浸水対策についてですが、法の趣旨に合わないので条例の制定は難しいということでした。しかしながら、国が策定したガイドラインを周知することは有効だと考えます。

今回の浸水対策にあたっては、県と地元を知っている市町村が連携して取り組むことで効果が発揮されるのではないかと考えます。県と市町村がよく話し合える場を設けていくこと、これを重要と考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：再質問……内容が詳細に渡りますので、県土整備局長から答弁させます。

上前県土整備局長：県ではすでに建築行政に関する協議の場として、神奈川県建築行政連絡協議会を設置しております。この協議会では、県のほか特定行政市である12市および県内で業務を行う民間指定確認検査機関が参加しておりますので、この場でガイドラインの周知について意見交換をしてまいります。

そのほかの市町村や建築関係の団体にも、さまざまな場を通じまして情報提供を行ってまいります。以上でございます。

【要望】

大山議員：要望を申し上げます。

建築規制に関しては、県が浸水対策を積極的に関係者に求める姿勢は民間の経営判断と相反するものではなく、むしろ資産価値を高めるものであり、暮らしを守る大きな一歩となると考えます。市町村、業界団体と連携して宜しくお願いいたします。

（４）災害対応力の強化について

大山議員：次は、県の災害対応力の強化についてです。

災害の被災者は、県民はもちろん、自治体もまた被災者であるという観点が必要です。

私が議員になる前、箱根の県道に積もった雪が何日経っても除雪されないことについて、党として早急な対応を申し入れに県土整備局を訪れましたが、人手不足の状況が見て取れました。

やはり今回の台風第19号でも、被災者から不安の声を聞いた相模原市議からの依頼で県に電話で対応を要請しましたが、多くの要望に応えきれていない状況が伺えました。

神奈川県職員労働組合の調べでは、「徹夜勤務をせざるを得なかった所属がある」という声があり、私も災害対応の職員から「一カ月間、通常勤務に戻れなかった」という声を聞いています。

去年は「平成30年7月豪雨」がありましたが、本年に入っても台風第15号、第19号など、今や日本中がさまざまな想定外の災害の被災地となっていると言っても過言ではありません。

多くの自治体では、他自治体からの受援体制を整える業務や派遣要請に応える業務が増えてきていると思われます。九都県市首脳会議では、台風第19号被害などを教訓に、災害時の相互応援を強化する方向が打ち出されました。災害時の経験を自らの自治体に持ち帰って活かすことが必要です。

本県も、台風第19号で県内の市町村に技術職を派遣しています。また、2014年以降本県は長期派遣だけでも40人以上の職員を被災地に派遣しており、派遣期間は半年以上が大半で、中には1年に及ぶ職員もいます。派遣職員のいた職場は事実上、定数減と同じ状況になります。

県庁の働き方改革が進んでも残業がなかなか減っていない状況を、我々も指摘してまいりました。災害廃棄物処理、被災家屋消毒、被災家屋認定調査、農林被害調査、被災者健康調査、被災者相談窓口など、災害時に県職員に求められる専門性は多様です。特に土木職や福祉職等、住民生活に密着した職種に関して人材の確保が必要になると考えます。

そこで知事に伺います。災害に強い自治体であるために、住民生活に密着した職種を中心にさらに専門人材を確保すべきと考えますが、見解を伺います。以上です。

黒岩知事：次に、県の災害対応力の強化についてです。

今年9月の台風15号、10月の台風19号は記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、県内にも大きな被害がありました。現在、土木職等の専門性を活かして復旧に全力を挙げております。

本県では、東日本大震災を契機に他県への専門人材の派遣に努めてきた実績もあります。具体（的）には、全国でもダントツの数となる土木職や福祉職などの任期付き職員、東北3県の被災地に派遣するとともに、常勤職員についても東北3県のほか熊本地震や西日本豪雨で被災した熊本県や広島県に、最近5年間で延べ40名以上派遣しています。こうした職員の経験も活かしながら、災害応急復旧のため、必要な人員の確保の上、配置してまいります。答弁は以上です。

【要望】



大山議員：また、災害対応職員の増員に対しては、現行の人数でやり繰りするには限界があります。全国一県民の数に対する職員数が少ない本県です。これ以上過労死過労自殺を生まないために、定数条例を見直して必要な職員数を確保されるよう求めます。

【2】県政の重要課題について

(1) 被疑者の安全確保について

大山議員：次の質問は、県政の重要課題について伺います。まず、被疑者の安全確保についてです。

本年4月10日の新聞報道によると、神奈川県警察海老名署において、同日未明に公務執行妨害容疑で現行犯逮捕されたブラジル国籍の39歳の男性が、逮捕の際暴れたとのことで計5人の警官に代わるがわる取り押さえられた直後、顔色が悪くなり病院に搬送されましたが、搬送先の病院で死亡が確認されたとのことです。死因は「機械的窒息の疑い」があるとされています。

また、県警麻生署が器物損壊容疑で本年5月19日に逮捕した21歳の大学4年生の男性が、取り調べ中に意識不明となり6月1日に亡くなった事案も発生しており、こちらの死因は「不詳」、つまりははっきりわからないということです。県内では5年前の2014年にも、被疑者死亡事案が発生しています。

逮捕とそれに関わる取り調べの手続きや、その他、逮捕に至らずとも暴れる被疑者を取り押さえるなどの職務執行中の被疑者死亡事案について、他県の状況を県警に求めましたが、それについては答える立場にないということでした。

先ほどのような逮捕時等の被疑者死亡事案について、警察官に過失があったのかどうかなどについては、検察庁が事件の送致を受けたあと捜査を行うということは承知しています。しかし、いかなる理由があろうとも、逮捕の際のみならず、警察官の職務執行によって被疑者が怪我をしたり命を落としたりする事態は、避けなければなりません。

事件などは日々発生しており、警察は検察の捜査結果等を待たず、すみやかに自己点検し再発防止に取り組むことが必要です。

そこで、警察本部長に伺います。今年立て続けに起こった被疑者死亡事案をどのように捉え、逮捕を含めた職務行為全般における被疑者の安全確保についてどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

古谷警察本部長：被疑者の安全確保について、お答えいたします。

議員からお話のありました2件の事案につきましては、取り扱い時に被疑者の容体が急変をしまして、搬送先病院で死亡が確認されたものであると承知をしております。

改めてご冥福をお祈り申し上げるとともに、そのご家族には心からお悔やみを申し上げます。

県警察におきましては、被疑者の逮捕等に際して有形力の行使を必要最小限にとどめ、相手方に不必要なダメージを与えることがないよう十分に留意をすることとしております。

そのため、現場で職務執行にあたる地域警察官を中心に、本部および各警察署の術科指導者による具体的かつ実践的な訓練を計画的に実施しているところでございます。

今後も訓練の充実を図るとともに、逮捕等の際における有形力の行使に関する留意事項を徹底し、適正な職務執行に努めてまいります。以上でございます。

(2) 訪問介護・訪問看護等の介護現場における利用者等からのハラスメント対策について

大山議員：次は、訪問介護・訪問看護等の介護現場における利用者等からのハラスメント対策についてです。

近年さまざまな調査において、訪問介護や訪問看護等の現場の中で、従事者が利用者や家族からの精神的な暴力などのハラスメントを受けていることが明らかになっています。



実際、昨年度「日本介護クラフトユニオン」の7万8千人を対象にしたアンケート調査では、介護職の74%が被害に遭ったと回答しています。具体的な被害内容としては「利用者の息子に寝室に連れ込まれて体中を触られた」、「計画書にないサービスを強要され、断ると罵倒された」などです。同組合からは、「セクハラ罪がないならば罪を創設して対応しなければならぬくらい、事態は深刻度を増している。介護職の尊厳を守る対策や啓発が必要」とのコメントが報道されています。

訪問看護に関して神奈川県民主医療機関連合会が訪問看護師を対象に実態調査を行っていますが、看護師の76.5%がハラスメントを受けた経験を持っており、暴力・ハラスメントを受けたことで22.1%の人が仕事をやめたいと思ったことがあると回答しています。

私たちは、このアンケートに回答した看護師さんたちと懇談する機会を得ました。ハラスメントに遭っても責任感、使命感から仕事を続けておられるものの、利用者の中には精神疾患や認知症などがある例も多く、「自分のケアの対応が悪かった」と自らを責めてしまいがちといます。また、事業所に相談しても「当事者同士で話した方がいい」と介入に消極的であったり、看護師側に問題があるかのように言われたという声もあります。

国では本年3月に事業所向けの介護現場におけるハラスメント対策マニュアルを策定し、都道府県等の介護主管課に発出しました。本年6月に公布されたいわゆる「女性の活躍推進法」の検討過程で、参議院厚生労働委員会において「訪問介護、訪問看護等の介護現場や医療現場におけるハラスメントについても、その対応策について具体的に検討すること」との附帯決議がなされました。

本県においては、介護現場における実態把握のために事業者や市町村等に昨年度ヒアリングを行っています。しかし、その結果は問題が顕在化していないようです。被害を被害と認識できていないことや、自己責任だと思われ事業者に報告できない風潮があるのではと思われます。ヒアリングの対象が事業者や市町村などであって、実際に業務を行っている現場の介護・看護職員の声を聞いていないという調査方法では、限界があると指摘せざるを得ません。

介護人材不足が叫ばれる中、安心安全な労働環境を保障し、定着を図ることが重要です。利用者の病気によるものであっても、行為そのものがハラスメントであれば、ダメなものはダメと、加害者、被害者、事業者の3者に自覚を促すためには、行政としても正確な実態把握とともに、啓発を強化することが効果的と考えます。

兵庫県では対応のノウハウを学ぶ研修を県が自ら行っており、訪問介護員等へのハラスメントを専門とする相談窓口も設置しています。また、訪問介護等の場合、2人での訪問ができれば被害を防ぐ力になります。介護報酬上2人訪問は利用者の同意が必要ですが、兵庫県では、同意が得られず2人訪問加算ができない場合に、加算相当額の一部補助や深夜時間帯の安全確保の場合も加算対象とする補助メニューを、縣市協調事業として実施しています。

そこで知事に伺います。訪問介護・訪問看護等の介護現場における安全な職場環境を整えるため、事業者任せではなく県としてハラスメント禁止の啓発を行うとともに、課題を正確に把握するための現場の職員を対象にした丁寧なアンケート調査等を行い、関係者への実践的な研修の実施、専門の相談窓口の設置、2人訪問体制への財政支援等、具体的なハラスメント対策を講じるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

黒岩知事：県政の重要課題について、何点かお尋ねがありました。まず、訪問介護・訪問看護等の介護現場における利用者等からのハラスメント対策についてです。

介護現場におけるハラスメントは職員の安全を脅かすものであり、決してあってはなりません。ハラスメント防止をするためには事業者と行政が連携して、安心して働くことのできる環境を整えることが重要です。

しかし、今年3月に国が公表した調査では5割を超える介護職員が利用者からのハラスメントを受けたと回答をしている一方で、多くの事業者がその実態を十分に把握できていない状況でした。

また、県としても、昨年度、市町村や介護職員の団体にヒアリングを実施したところ、国の調査結果と同様の傾向があることがわかりました。そこで、県では今年度から事業者を対象とした講習会において、国のマニュアルを活用した対策の徹底を図るとともに、市町村に対しては事業者のための相談支援の体制強化を依頼しました。

さらに、介護職員向けには、介護現場を含む職場のハラスメントの相談を受ける神奈川労働センターなどの窓口を、事業者向けポータルサイト等を通じて広く周知しています。

県としては今後も事業者や市町村としっかりと連携し、ハラスメントのない介護現場の環境整備に取り組んでまいります。

【要望】

大山議員：それでは要望を申し上げます。

介護・看護のハラスメント対策に関しては、事業者に過大な期待を託すのではなく、県の取り組み次第でサービスを提供する側も利用者も安心安全の信頼関係を築くことができます。労働者の自己犠牲に頼るあり方は改めなければなりません。

本県は相談窓口、専門のものを設けないということですが、兵庫県が取り組まれている姿勢に学び、本県が果たすべき役割を果たしていただくよう要望します。

(3) 公立学校教員に変形労働時間制を導入しないことについて

大山議員：次は、公立学校教員に変形労働時間制を導入しないことについてです。

教員の働き方改革の一環として、政府は本年10月18日の閣議で勤務時間を年単位で調整する「変形労働時間制」を公立学校の教員に導入可能にした、いわゆる教職員給与特別措置法の改正案が衆議院で可決されてしまいました。

一年単位の変形労働時間制は、労働基準法で規定されています。この制度は、例えば「繁忙期」に1日10時間労働まで可能とし、「閑散期」とあわせて平均で1日当たり8時間に収めることを可能とする制度です。

従来、この制度が地方公務員については適用除外とされていたものを、公立学校の教員に対して自治体の判断で条例で適用できるよう整備するものです。

これについては、批判の声が現場教員や教育団体等から噴出しています。この法案をめぐる国会の参考人質疑の場において、神奈川過労死等を考える家族の会の工藤代表は、教員だった夫を過労死で亡くした経験に触れ、一年単位の変形労働時間制で見かけの時間外労働は減る一方、労働時間が合法的に増え過労死を促進してしまうと発言されています。

教育研究者らが開いたこの問題に関する衆議院の院内集会では、神奈川の30代の小学校教員が発言されています。『教員にも決められた勤務時間があるんだという意識がやっと広がって、勤務校では「必要な仕事はできるだけ勤務時間内に終わらせよう」と、会議や学年の仕事などを厳選。授業準備の時間も生み出しながら、なんとか6時ぐらいには帰れるように努力してきたのに、国のいう「働き方改革」っていったい何だったのか。まったく納得がいきません』という中身です。

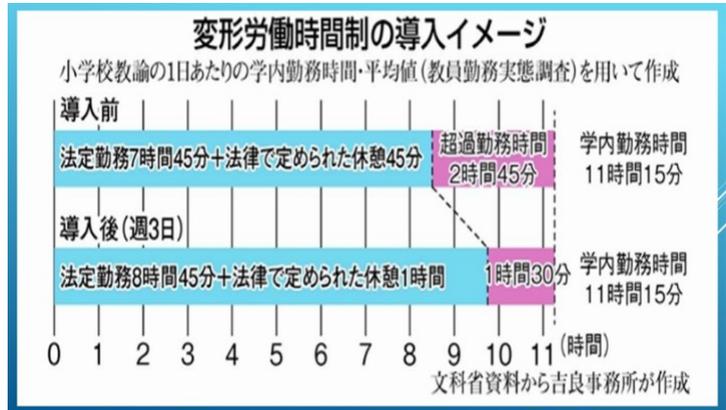
労働時間の管理が行われていないという教職員給与特別措置法の問題点を改善しないままに変形労働時間制を導入し、仮に10時間以上の労働を合法化して見かけの残業時間を操作しても、根本的な解決を遠ざけるばかりです。

教員の働き方改革を真に推進するのであれば、教員定数を増やして業務量を削減することが必要です。そもそも労基法における変形労働時間制については、国の通知に「恒常的な時間外労働はないことを前提とした制度」と明記されています。

一年中繁忙期だといわれている教育現場の実情に照らせば、およそ変形労働時間制を導入すべき状況にないと言わなければなりません。教員の働き方の実情を知る自治体であるならば、長時間労働を固定化し助長する変形労働時間制を導入すべきではないと考えます。

そこで教育長に伺います。2021年4月施行とされている教職員給与特別措置法改正案が可決されても、その適用は自治体の判断しだいですから、本県においては変形労働時間制を導入すべきでないと考えますが、見解をお聞かせください。

また、国に対してこの制度の導入をしないよう要求するべきと考えますが、併せて見解をお聞かせください。



桐谷教育長：教育関係についてお答えします。公立学校教員に変形労働時間制を導入しないことについてです。

この制度について、国は、教員の業務量そのものの縮減を目的としたものではないが、業務の縮減を図った上で導入すれば夏休み中の休日のまとめ取りができるなど、教員を志す者にとっても教職の魅力向上につながるとしています。一方、この制度に対しては、学期中の勤務が現在よりもさらに長時間化する恐れがあるなどの課題が指摘されています。

現在、法案の審議中ではありますが、私としてはこの制度の導入と併せて、国において教員業務の明確化やそれに見合った人員確保などの方策を、しっかりと進めていただくことが大切であると考えています。今後、国の動向や他都道府県の状況をよく把握しながら、指摘されている課題を十分考慮し、学校現場や市町村教育委員会等の意見も踏まえて、一年単位の変形労働時間制について検討してまいります。

併せてお尋ねの国への要望についてですが、今後国の動向などを見定めながらこの制度について検討していきますので、現在国に対して要望を行うことは考えておりません。以上でございます。

【再質問】

大山議員：ご答弁いただきました。一点、教育長に伺います。

変形労働時間制について、労働基準法では変形労働時間制は「恒常的な時間外労働がないことを前提とした制度」とされています。学校現場は「恒常的な時間外労働がない」と言えるのでしょうか。見解を伺います。

桐谷教育長：大山議員の再質問にお答えします。

県教育委員会が平成29年度に、県立学校では9月から10月まで、市町村立学校では11月から12月までのうち、それぞれ7日間実施した勤務実態調査では、総括教諭および教諭の一日の平均勤務時間の内、正規の勤務時間を超過する勤務時間数は、小学校では2時間45分、中学校では3時間33分となっており、高等学校、特別支援学校を含むいずれの校種においても正規の勤務時間を超えて業務に従事している実態が明らかになっています。

この状況が、国の制度導入の前提としている「恒常的な時間外労働がない」状態にあたるかについては確認できませんが、私としては教員の勤務実態が厳しい状況にあると認識をしております。国においてもこの一年単位の変形労働時間制は、教員の業務の縮減、特に夏休みの業務縮減を前提としていますので、私もそうした対応が必要と考えております。以上でございます。

【要望】

大山議員：教員の変形労働時間制に関しては、教員の働き方の実態調査を見ても「恒常的な残業がない状態」だという前提条件を明言されないというご答弁でしたけれども、昨年8月に文部科学大臣に提出した教員定数増を求める要望書には、「正規の勤務時間を超える深刻な状態」との叙述があります。これは教育長名で出されています。

深刻な状態を直視せず、残業代節約制度に過ぎないこの制度を導入することは、教員の働き方改革の後退であり認められません。子どもたちのためにも、先生方の働き甲斐と健康と命を守ってくださるようお願い申し上げます。

(4) 知事の歴史認識と表現の自由について

ア) 知事の歴史認識について

大山議員：次は、知事の歴史認識と表現の自由の保障についてです。まず、知事の歴史認識についてです。

国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」が10月に閉幕しました。期間中は慰安婦を象徴した平和の少女像の展示をめぐり抗議や脅迫等が寄せられ、企画展「表現の不自由展・その後」が一時中止されました。

このことについて、8月27日の記者会見において見解を求められた際、知事は「同じことが神奈川県であったとしたら私は認めません。公金を使って支援するということなんてあり得ない」と回答されました。この件に関する一連の知事の発言を聞き、看過できない問題があると考えましたので質問をします。



一つには、慰安婦問題について、強制的な連行を疑問視する発言がありました。日本政府としては1993年に当時の河野洋平内閣官房長官が旧日本軍の関与を認め、「本人たちの意思に反して集められた」と強制性を認める、いわゆる河野談話を発表しています。

国際社会においても、国連人権委員会などの数々の国連機関が日本政府に対して度重なる勧告を行ってきています。世界では共通認識になっている慰安婦に関する歴史認識を、知事が持ち得ていないとしたら大問題です。

また、慰安婦問題は2015年の日韓外相会談を以って不可逆的に解決された、それを捻じ曲げて「終わっていない」というのは認めるわけにいかないとの発言も、認識に問題があります。

国連の女性差別撤廃委員会は2015年の日韓合意について、「元慰安婦らを中心としたアプローチを完全には取っていない」と指摘し、元慰安婦らの「真実、正義、償いを求める権利」を保証し、彼女らの立場に寄り添った解決を目指すよう求めています。

そこで知事に伺います。今なお慰安婦の強制連行はなかったとお考えですか。また、知事は慰安婦問題は解決したとお考えですか。

黒岩知事：次に私の歴史認識と表現の自由の保障についてお尋ねがありました。まず、私の歴史認識についてです。

いわゆる「慰安婦問題」については、1993年の河野談話において、本人達の意思に反して集められた事例もあったと政府から見解が示されており、私も承知しています。

また、この問題は2015年に日本政府と韓国政府との間で最終的かつ不可逆的に解決することが確認されたと承知をしております。

【要望】

大山議員：最後に、知事の発言に関してです。

歴史認識に関しては河野談話をお示しになり、強制連行の史実をお認めになりました。記者会見では、当初強制連行を否定するような発言がありました。

時に、正確な知見を持ちえない分野でも急遽（きょ）意見を求められる知事の立場の難しさは理解できますが、認識が誤っていたなら、知事の発言が国際関係にも影響をおよぼしかねないという重さを理解し、率直に撤回、謝罪すべきです。

先ごろ亡くなった中曽根元首相は、このような言葉を残しておられます。「歴史を正視し得ない民族は、他の民族からの信頼も尊敬も得ることはできない」

中曽根氏と親交が深かったとされる知事も、そして私たちも、ぜひこの意味を噛みしめていきたいと思えます。

慰安婦問題の解決についてですが、日韓合意の「不可逆的な解決」に関してですが、当時の日本政府の発表では、その前提として「全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒しのための事業を行うこととする」と述べられています。

ところが、河野談話の後でも政府関係者や政治家から慰安婦問題の存在自体を否定する言論が繰り返され、被害者を傷つけ続けています。

また、教科書検定制度のもと、中学生のすべての歴史教科書から慰安婦の記述がなくなりました。国連の諸機関から、日本政府に何本も勧告が出されています。

加害側が、政府間交渉でもう謝ったから、お金を払ったから、もう免罪された、終わったという認識では、被害者への贖罪と両国の関係改善には至りません。今なお心身の傷に苦しむ被害者に寄り添った対応が求められます。

イ) 表現の自由について

大山議員：次に、表現の自由についてです。

知事が、表現の不自由展が神奈川県での開催だった場合、公金の支出を認めない理由として、「極めて明確な政治的メッセージ」であるからだという趣旨の発言がありました。この発言に対し、共産党県議団として、表現の自由を尊重する立場から発言の撤回を求める申し入れを行いました。弁護士団体や国際交流団体を含め、500以上の団体や個人から抗議や発言撤回の意見が寄せられたと報道されています。

憲法21条は「一切の表現の自由は、これを保障する。検閲はこれをしてはならない。」としています。2001年の文化芸術振興基本法の立法時には、付帯決議として行政不介入の原則が盛り込まれています。

表現の不自由展は、河村名古屋市長が少女像を「国民の心を踏みにじるもの」として即刻中止を求めたことが引き金になって中止に至りましたが、この発言に対し、大村愛知県知事はインタビューに答えて、「税金でやるからこそ、憲法21条は守られなければならない。まさに公権力を行使される方が”この内容は良い、悪い”と言うのは、憲法21条のいう検閲と取られてもしかたがない。」と語り、再開に向けて尽力されました。

少女像の作者である韓国の彫刻家のキム・ソギョンさんとキム・ウンソンさんは新聞のインタビューに答えて、平和の少女像には「戦争のない平和、女性と子どもが搾取されない平和な世界への願いが込められている」と答えておられます。

作品に接した人が、作者の意図にかかわらず多様なメッセージを受け取る。作品を通じて思いが交錯する。それこそが芸術の持つ力です。公権力が介入して表現の機会を奪うことは、許されません。

その後、KAWASAKI しんゆり映画祭において、慰安婦を題材にした「主戦場」という映画に関して、川崎市が「裁判になっている映画を放映すること」に懸念を示したことから、いったんは上映中止になりかけました。知事の発言がこういった萎縮効果を生んだのではないのでしょうか。

そこで知事に質問です。知事の発言が表現の自由の侵害に当たるという弁護士団体や国際交流団体等、各界からの指摘をどのように受けとめたのか、また、表現の自由の萎縮効果を生むような発言は慎むべきと考えますが、併せて見解を伺います。以上です。

黒岩知事：次に表現の自由についてです。

表現の自由がどれだけ大事なことから、私自ら今までの人生の中でずっと表現者でもありましたから、一番わかっていると思っています。

定例会見における「同じようなことが神奈川県であったとしたら認めない」という私の発言は、慰安婦「像」の問題を後押しするような展示に公金を支出できないと述べたものであり、表現の自由の問題として述べたものではありません。

従いまして、私の発言が表現の自由の侵害にあたり萎縮効果を生むというご指摘は、誤解であると私は受け止めています。私からの答弁は以上です。

【要望】

大山議員：次に表現の自由の問題ですが、知事は公金の支出を認めると県民の理解が得られないとおっしゃいますが、知事が見ている県民はだれなのでしょう。

900万を超える県民の中には歴史の真実を見たくない人もいれば、元慰安婦のハルモニと温かい交流を深める人もいます。多様な県民がいるからこそ、一人一人の意見を尊重することが必要で、憲法は表現の自由の保障を国や自治体に求めています。

弁護士団体の決議によると、「今後、主権者は補助金支給を受けるために、時の政府の意向を忖度することが予想される」と批判しておられます。

知事の発言を聞いて「県民として不安と恐怖を覚えた」という女性の声も報道されています。公職にある者なら、その恐怖の意味を真に理解することが必要です。

知事に求められるのは、公金支出を盾に検閲的なことを行うのではなく、表現の自由を保障することです。先に挙げたような法律家からの助言、県民の嘆きにも謙虚に耳を傾けるべきです。

知事が記者会見で語られた「地域同士の交流、人間交流を大事にしていきたい」という言葉は希望です。本県の強みである民際外交を発展させ、人類愛に満ちた神奈川を実現されますよう要望申し上げて、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。